

# 安全対策通信

テクノスグループ

## 「令和7年冬の交通事故防止県民運動」について

### 1 冬の交通事故防止県民運動について

各事業所においては、雪氷作業も本格的に稼働する時期となってまいりました。

12月に入り、間もなく多忙な年末を迎えることや、積雪・路面凍結など道路環境の急変や悪化に伴う交通事故の多発が懸念されます。このような現状から、各県では（若干名称は異なるものの）「冬の交通事故防止県民運動」を実施し、交通ルールの順守と交通マナーの実践により冬の交通事故防止の徹底を図ることとしています。

### 2 各県の取り組み状況

#### (1) 岩手県

ア 名称：「冬の交通事故防止県民運動」

イ 実施時期：令和7年12月15日（月）から12月24日（水）までの10日間

ウ 運動趣旨：

冬季は、積雪や凍結による道路環境の悪化に伴う交通事故や、冬休み中のこどもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

エ 運動重点：

- ①スピードダウンの徹底
- ②高齢者と冬休み中のこどもの交通事故防止
- ③飲酒運転の根絶
- ④冬道用タイヤ装着の徹底

オ スローガン：「飲む前に 車じゃないよね？ 再確認」

#### (2) 秋田県

ア 名称：「年末の交通安全運動」

イ 実施時期：令和7年12月11日（木）から12月20日（土）までの10日間

ウ 運動趣旨：

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

エ 運動重点：

- ①冬道の道路状況等に応じた安全運転の励行
- ②飲酒運転等の危険運転の防止
- ③後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底

オ スローガン：「急がずに マナーとゆとりで 交通安全（年間スローガン）」

### (3) 青森県

ア 名称：「冬の交通安全県民運動」

イ 実施時期：令和7年12月11日（木）から12月20日（土）までの10日間

ウ 運動趣旨：

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

エ 運動重点：

- ①歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ②高齢運転者等の交通事故防止対策
- ③飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ④冬道の安全運転の推進

オ スローガン：「あなたも参加 わたしもやります “交通安全”（年間スローガン）」